

雲仙市婚活支援事業補助金

雲仙市は婚活イベントの開催を支援します

補助対象者団体

下記に該当しない団体

- ◆ 営利を目的とした結婚支援事業を営むもの
- ◆ 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- ◆ 公序良俗に反し、又はそのおそれのあると認められる事業を行うもの
- ◆ 雲仙市暴力団排除条例(平成24年雲仙市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係にあるもの

補助対象事業

- ◆ 結婚を希望する独身男女の交流又は出会いの機会を提供するイベントやコミュニケーション能力の向上を図る事業であること
- ◆ 雲仙市内で実施する事業であること
- ◆ 18歳以上の者(高校生を除く。)を対象とするものであること
- ◆ 参加予定者がおおむね10人以上のものであること
- ◆ 雲仙市内在住又は雲仙市内在勤者の参加を優先させるものであること
- ◆ 交付申請日の属する会計年度の2月末日までに完了する事業であること
- ◆ 国、地方公共団体その他団体から事業に係る補助等を受けていないこと
- ◆ 市が作成する参加者を対象としたアンケートを実施し、その結果を市に提出すること

※上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- ◆ 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ◆ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ◆ 社会通念上適当でないと認められるもの
- ◆ 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- ◆ 特定の者に不当に利益を与えるもの
- ◆ 営利のみを目的としたもの
- ◆ 同一会計年度内において、既に他の申請者により同一の事業者、飲食店等において実施が決定されたもの

【問合せ先】

雲仙市役所 地域振興部 地域づくり推進課

T E L : 0957-47-7805 F A X : 0957-38-2755

補助金の額

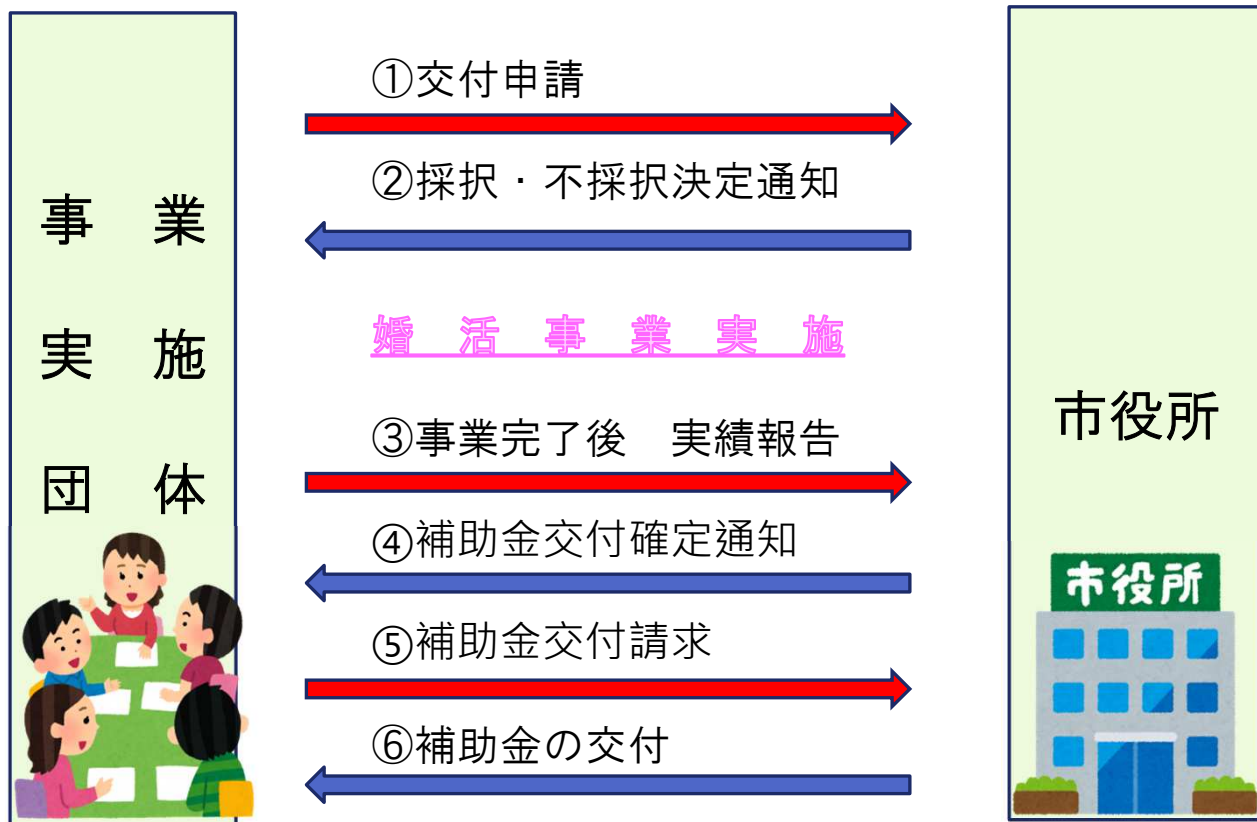
補助対象経費の全額（参加費充当分は控除） 1回のイベントにつき上限 **5万円**
1団体につき年度内に1回の交付

補助対象経費

費目	補助対象経費
報償費	司会者等の謝金
旅費	司会者等の交通費(有料道路及び駐車場使用料並びに燃料代を含む。)及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費(看板、のぼり、横断幕等を含む。)
燃料費	借上車両、発電機等の燃料費
印刷製本費	チラシ、資料等の印刷費
通信運搬費	電話代、郵便料及び各種運搬費
手数料	振込手数料、各種申請手数料等
保険料	参加者、スタッフ等の保険料
広告料	新聞、テレビ等の広告費
委託料	会場、音響等の設営及び運営費等
使用料及び賃借料	会場、駐車場使用料、車両・機器・器具装置借上料等 ただし、補助対象者及び団体構成員の所有する会場の賃借料は対象外
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの

※スタッフの person 費・飲食費、備品購入費、その他補助事業に直接関係のない経費は対象外となります。

申請の流れ



※事業内容の変更がある場合には、変更申請が必要となります。

申請書類

① 交付申請（事前申請）

- (1) 結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 婚活支援事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 申請者の概要説明書（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）

※交付申請は事業を行う **30日前まで** に提出が必要です。

③ 実績報告（事業完了後）

- (1) 婚活支援事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 収支精算書（様式第10号）
- (3) 補助対象経費を支払った証明書（領収書等）
- (4) 補助対象事業実施時の写真
- (5) アンケートの実施結果
- (6) 作成した成果物（チラシ等）